

十日町市西本町市有地処分要領

令和7年11月5日

新潟県 十日町市

(建設部 都市計画課 都市計画係)

1 処分する保留地

※ 現地を一度ご覧くださるようお願いいたします。

整理番号 19-1

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
西本町二丁目 13番8	宅地	809.83 m ² (約 244 坪)	21,025,970 円

【補足説明】

① 用途地域指定

第一種中高層住居専用地域

※建ぺい率 60%・容積率 150%。

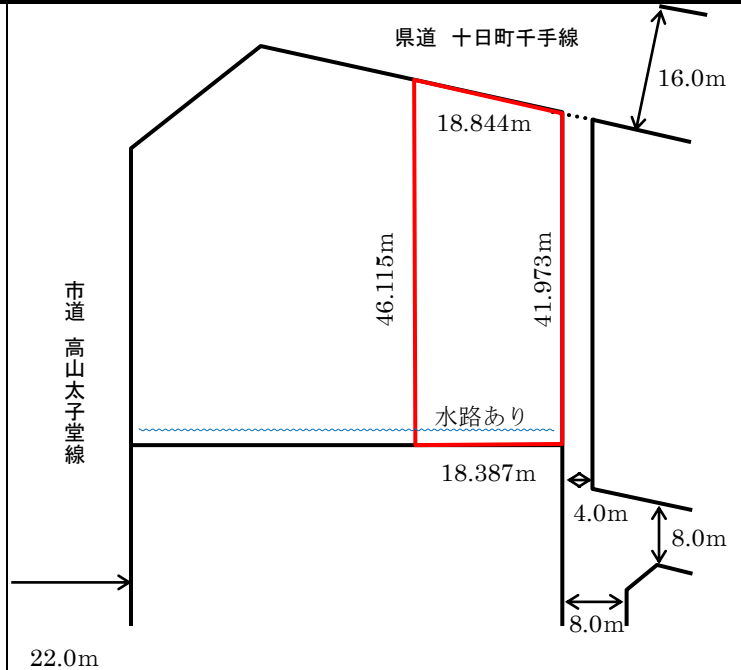
② その他

流雪溝は使用できます。

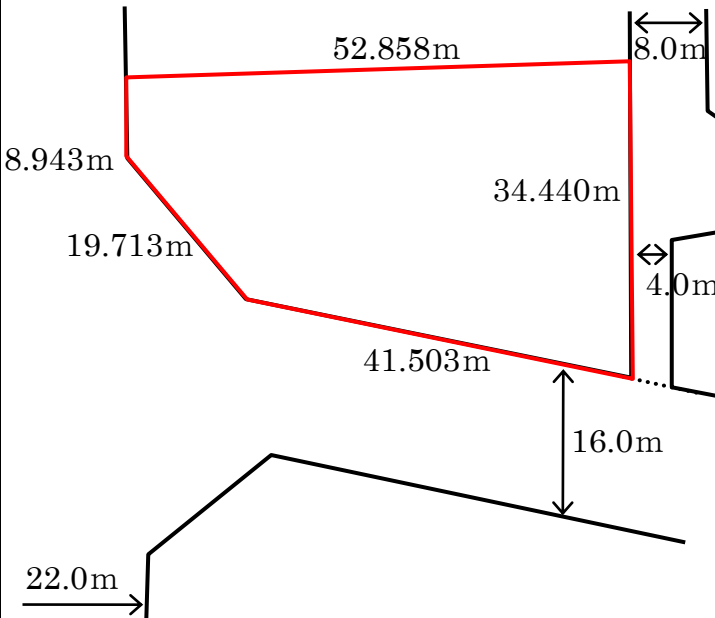
電柱があります。

南端に水路があります。(水路に相当する面積を価格から控除しています)

※現状のまま引渡しを行います。

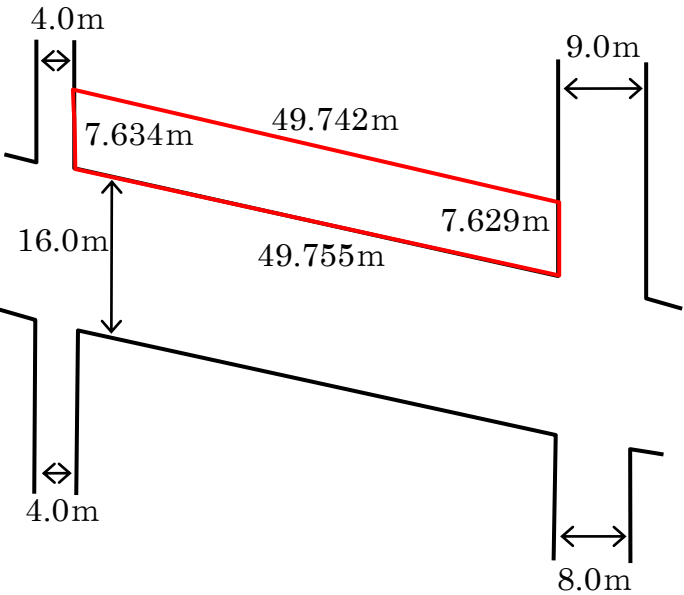


整理番号 2 3

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
西本町三丁目 1 8 番 1	宅地	1,406.52 m ² (約 425 坪)	38,456,448 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第二種中高層住居専用地域 ※建ぺい率 70%・容積率 150%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱、支線があります。 ※現状のまま引渡しを行います。			



整理番号 2 4

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
西本町三丁目 9 番 1、2、3	宅地	369.47 m ² (約 111 坪)	6,280,571 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第二種中高層住居専用地域 ※建ぺい率 70%・容積率 150%。 ② その他 流雪溝は使用できません。 (使用できる時期は未定です) 電柱、支線があります。 ③ 分割売却が可能です。 ※ <u>現状のまま引渡しを行います。</u>			



2 申込（契約）にあたって承知していただきたい事項

（１）買受人が複数の場合

複数人による共有で購入することもできます。

その場合、売買契約書にそれぞれの持分を明記します。

（２）税負担

①印紙税（国税）

売買契約を結ぶために必要な税です。売買契約定締結の際に収入印紙でご用意いただきます。

②登録免許税（国税）

土地の所有権移転に必要となる税です。所有権移転登記の際に収入印紙でご用意いただきます。

③不動産取得税（県税）

土地の取得に対し課税されます。

④固定資産税・都市計画税（市税）

土地の引渡しの翌年から課税されます。

（３）境界 境界として杭またはプレートが設置されています。

（４）ライフライン

①水 道 … 水道の取出しは個人で市指定工事事業者に依頼してください。別途、水道加入金が必要となります。

②下水道 … 公共汚水桝の取出しは十日町市が行います。

③電 気 … 電気の引込みは東北電力㈱にお申込み下さい。

十日町市上下水道局 TEL 0 2 5 - 7 5 7 - 3 1 3 8

（５）道路除雪

県道除雪・市道除雪それぞれ県・市での対応となります。詳しくは、町内の代表者にお問い合わせください。

また、一部の画地を除いて道路には流雪溝が整備されておりますが、使用するには負担金が必要になります。なお無雪期には、一部の流雪溝を農業用水路として使用いたします。

（６）町内加入

町内への加入については、近隣の町内会へ相談して下さい。

3 処分の方法等

(1) 売却方法

先着順にて売却いたします。

(2) 購入申込の受付時間、場所及び方法

①申込の受付時間

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土、日、祝祭日、年末年始を除きます。

②申込の受付場所

十日町市 建設部 都市計画課 都市計画係（市役所3階）

③申込に必要な書類

個人の場合

- | | |
|-----------|----|
| ・市有地購入申込書 | 1通 |
| ・住民票 | 1通 |

法人の場合

- | | |
|-----------|----|
| ・市有地購入申込書 | 1通 |
| ・商業登記簿謄本 | 1通 |

④申込の方法等

受付場所へ申込書と住民票等を直接ご持参ください。なお、その際には本人確認できるもの（運転免許証など）もあわせてご持参ください。

代理人が申込書を持参される場合には、代理人が代理人本人であるか確認いたします。

4 契約の締結等

(1) 申出書の審査後、売却決定通知書を発行いたします。市が指定する期日（通知を受けた日から10日以内）までに売買契約書により契約を締結していただきます。

(2) 売却決定通知書を受けた方が、指定の期日までに契約を締結しないときは、決定を取消します。

5 売買代金の支払方法

- (1) 売却決定通知書を受けた方は、契約締結後 1 週間以内に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません（この段階で全額を納付いただく事も可能です）。
この契約保証金は、売買代金の一部に充当します（利子につきません）。
- (2) 契約者は、売買代金から契約保証金を差引いた金額を、契約締結の日から 60 日以内に納付しなければなりません。
- (3) 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、市に帰属します。

6 土地の登記

(1) 登記申請

土地代金等の全額納入を確認した後に、所有権移転登記を十日町市が行います。市が登記申請を行うため、土地購入者へ登記手数料は請求いたしません。

(2) 登録免許税

所有権移転登記の際に必要な登録免許税（収入印紙で納入）は土地購入者の負担です。土地代金の納入確認後に必要な収入印紙額をお知らせいたします。

お問い合わせ先

〒948-8501
新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市 建設部 都市計画課 都市計画係
電話025（757）9937（直通）